

令和6年度指導者確保支援事業 実施要項

1 目的

愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会加入クラブが質の高いスポーツ活動を実施できるようにするため、県内のスポーツ医・科学人材(アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士、スポーツメンタルトレーニング指導士など)や競技団体等の指導者をクラブが新規に立ち上げるスクールやスポーツ教室等の講師、指導者等として派遣する。

2 実施内容

1) 対象クラブ

愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会加入クラブとする。

2) 実施要件

クラブにおいて新規のスクール等を立ち上げる又は既存のスクール等を拡充するもの。当該スクール等が3か月以上にわたり10回以上継続的に開催されること。但し、令和5年度より新規のスクール等として立ち上げた事業、または既存のスクールを拡充したものは、令和6年度の実施を認めるものとする。

※スクール等の拡充例

- ・未就学児や小学生を対象としたアスレティックトレーナーによる身体的準備指導
- ・中学生や高校生を対象とした、競技団体の指導者によるハイレベルな指導や競技体験教室
- ・高齢者を対象としたアスレティックトレーナーによるコンディショニング指導
- ・パラスポーツの競技団体の指導者による障害者スポーツ教室など

3) 実施内容

スポーツ教室等の充実に取り組むクラブに対して、県内の競技団体の指導者やスポーツ医科学人材等を派遣する。

対象クラブのうち、指導者の派遣を希望するクラブに対して、予算の範囲内で指導者を派遣し、指導員への報酬を支払う。指導者は愛知県スポーツ協会が派遣するものとし、指導者に対する報酬は、1時間当たり2,000円～5,000円に時間数を乗じた額とする。

なお、1クラブあたりの年間予算は最大240,000円とする。

4) 派遣事業実施期間

令和6年4月8日(月)から令和7年2月14日(金)

5) 実施クラブ数

70クラブ(運営体制構築支援事業10クラブ含)

6) 対象経費

対象経費は謝金、旅費、保険料とし、(公財)愛知県スポーツ協会(以下「県スポーツ協会」という。)より直接派遣指導者に支払う。なお、会場使用料等その他の経費はクラブ負担とする。

7) 事業の流れ

- ① 本事業を希望するクラブは派遣指導者について事前に県スポーツ協会と協議の上、事業開始予定日2か月前までに愛知県スポーツ協会に申請書(様式1-1)及び申請資料(様式1-2)を提出する。
- ② 県スポーツ協会は申請の内容を基に派遣指導者を選定し、クラブ及び派遣指導者に通知をするものとする。
- ③ クラブは事業終了後1ヵ月以内または2月末日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式3-1)を県スポーツ協会へ提出する。
- ④ 県スポーツ協会は派遣指導者へ又はクラブからの請求に応じて謝金及び旅費を支払う。
- ⑤ クラブが事業の内容を変更、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合は、承認申請書(様式4-1)を提出し、その承認を受けなければならない。

3 保険加入について

派遣指導者の傷害保険及び賠償責任保険への加入については、県スポーツ協会が保険申込手続き、保険の契約、保険料の納付等事務を実施する。

連絡先

(公財)愛知県スポーツ協会

担 当 米本

電 話 052-264-1010

メール yonemoto@aichi-sports.or.jp